

千葉県告示第405号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年5月11日

千葉市長 神谷 俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
ながしま整形外科	千葉市美浜区若葉3-1-38 幕張ベイパークメディカルセンター1階101	令和5年4月1日から 令和11年3月31日まで
医療法人社団メディカルフェニックス メディカルスクヤニング千葉	千葉市中央区弁天1-5-1 オーパスビルディングB1階	令和5年4月1日から 令和11年3月31日まで